

協会けんぽ事業用語集

平成29年7月20日 平成29年度第2回評議会

用語	解説	担当グループ
保険者機能アクションプラン	協会けんぽが保険者としての機能を強化し、その機能を十分に発揮していくための中期的な計画。平成20年12月に第1期のアクションプランが制定され、直近では平成27年10月1日に第3期のアクションプランが制定されています。	企画
データヘルス計画	<p>保険者(健康保険組合等)が保有するレセプト(診療報酬明細書)や、事業主から提供された健康診断データなどの情報を活用し、加入者の健康づくりや疾病予防、重症化予防を行う事業です。平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」にも盛り込まれました。</p> <p>レセプトや健康診断データの電子化・標準化の進展により、従来、困難だった、多くのデータに基づく医療費の内容や傾向の分析が可能となり、また、医療費データと健診データの突き合わせを行うことで、個々の加入者の健康状態の変化を把握できるようになっています。このような環境の変化を受け、各種データの分析にもとづいて、保健事業をPDCAサイクルで効果的・効率的に実施するための事業計画がデータヘルス計画です。</p>	企画 保健
健康経営	<p>従業員の健康増進を重要な経営課題と捉え、企業が成長する上で積極的に従業員の健康に投資する考え方。保健事業を推進することは、企業にとっても従業員の医療費や病休・退職が減り、労働生産性が上がるというメリットが考えられます。また、「従業員を大事にする会社」ということで企業の社会的な評価も上がり、さらに優秀な人材を集めることや離職防止につながる可能性もあり、近年注目されています。(NPO法人健康経営研究会の登録商標)</p>	企画
ジェネリック医薬品	<p>新薬(先発医薬品)と同一の有効成分を含み、効き目や安全性が同等であると厚生労働省から認められている医薬品。特許期間の満了した新薬の有効成分を利用して開発されるため、開発コストを抑えることができ、安価に提供できます。</p>	企画
ジェネリック医薬品軽減額通知	<p>ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減可能額や先発医薬品の処方の内容(1か月分)をお知らせする通知。</p>	企画
健康保険委員	<p>協会けんぽの健康保険事業について、事業主・加入者の皆さまのご協力による事業の推進を図るため、広報・相談・健康保険事業の推進・モニター等にご協力いただく被保険者の方。</p>	企画
パイロット事業	<p>保険者機能の発揮による総合的な取り組みを推進するため、協会けんぽ本部と支部との協働のもとに先導的に実施し、全国展開を目的とした事業。</p>	企画

用語	解説	担当グループ
特定健康診査	40歳から74歳の加入者を対象とするメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した、生活習慣病の予防を目的とした健康診査。協会けんぽでは、被保険者の健診である「生活習慣病予防健診」と「事業者健診データ」、被扶養者の健診の「特定健診」の事を指します。	保健
生活習慣病予防健診	35歳以上の被保険者が受けられる健診であり、労働安全衛生法の一般定期健康診断とがん検診がセットになった健診です。協会けんぽより補助があります。	保健
事業者健診データ	特定健康診査(以下「特定健診」という)の検査項目は、「労働安全衛生法に基づき事業主が実施する一般定期健康診断(以下「定期健診」という)の検査項目に含まれています。そのため、定期健診として実施している、特定健診の検査項目及び問診データを提供いただくことで、特定健診の実施に替えられるため提供をお願いしています。	保健
被扶養者の特定健診	40歳以上の被扶養者が、協会けんぽから発券する受診券を利用して受ける特定健康診査のこと。	保健
特定保健指導	特定健診の結果を基に、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活習慣の改善が必要な方に行われる保健指導のことです。具体的には、メタボリックシンドローム予備軍の人には「動機づけ支援」、メタボリックシンドローム顕在化リスクの高い人には「積極的支援」があり6ヶ月間行います。	保健
保険者協議会	厚生労働省から示された指針に基づき、県内の全医療保険者が連携・協力し、地域の特性に応じた保健事業を効率的かつ効果的に推進することを目的に設立。	保健
集合契約	特定健康診査・特定保健指導を全国の実施機関で受診できるための仕組み。「医療機関等の実施機関の代表」と「保険者の代表」が、委任を受けた実施機関や保険者を代表して契約すること。	保健
ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチ	健康障害を引き起こす危険因子を持つ集団のうち、危険度がより高い者に対して、その危険度を下げよう働きかけをして病気を予防する方法をハイリスクアプローチと呼び特定保健指導がその1つです。それに対し、集団全体に対して働きかける方法や環境整備をポピュレーションアプローチと呼びます。	保健

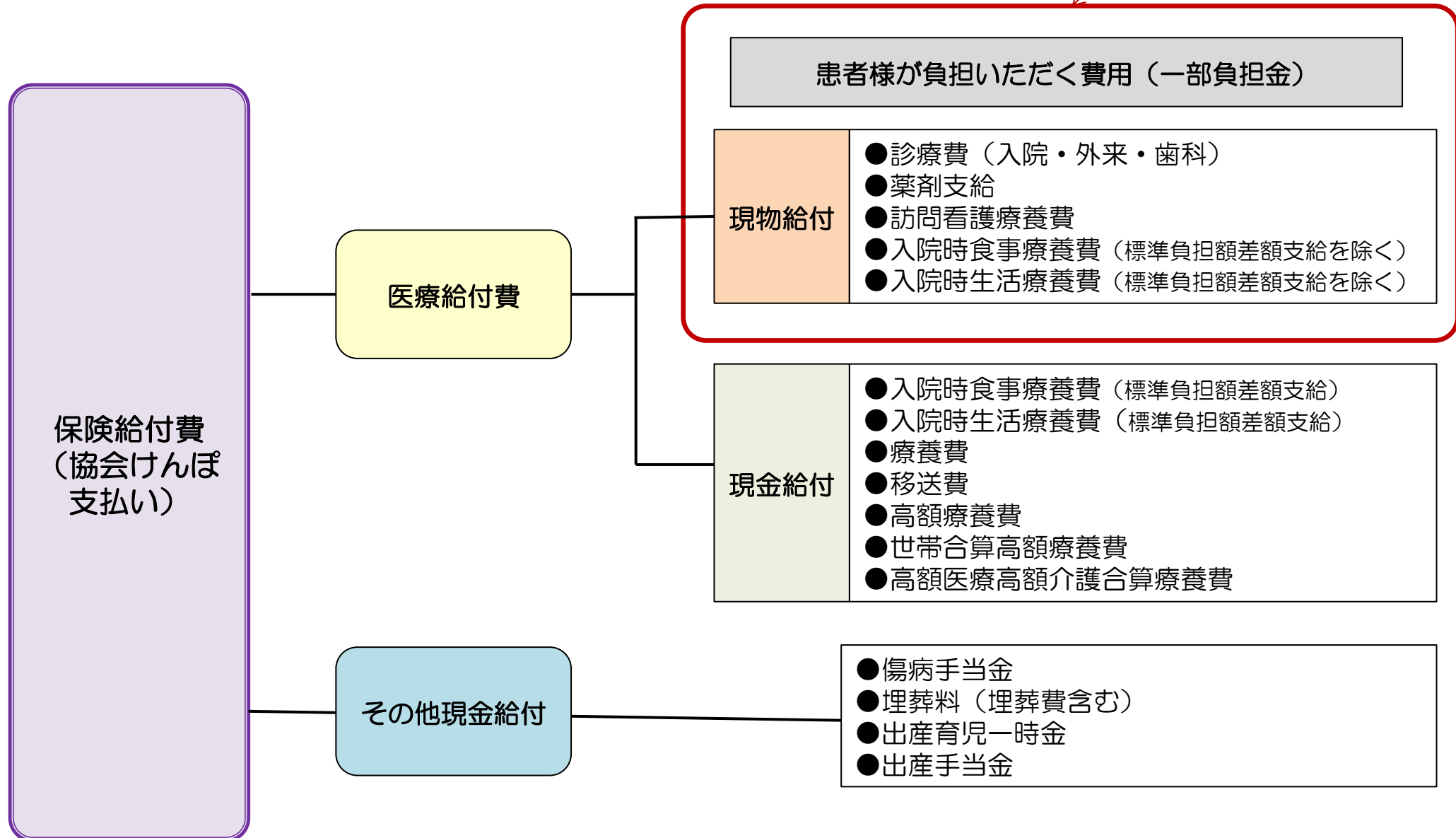
用語	解説	担当グループ
レセプト	加入者が医療機関で受診され自己負担分以外の料金・・・すなわち医療保険負担分の料金を医療機関が保険者(協会けんぽ)に請求するための個々の明細書のことで「診療報酬請求明細書(レセプト)」といいます。点数で請求され1点が10円となります。	レセプト
レセプト点検	被保険者の加入資格の有無等に係る点検(資格点検)や、診察・検査・投薬等の診療内容に係る点検(内容点検)を行って、正しい請求が行われているかどうかを点検すること。	レセプト
(レセプト)資格点検	被保険者や被扶養者の加入資格の有無等に係る点検。	レセプト
(レセプト)外傷点検	医療給付の対象となった傷病が交通事故等の第三者の行為に起因するものかなどの給付発生原因に係る点検。	レセプト
(レセプト)内容点検	レセプトに記載されている診察・検査・投薬等の診療内容が、算定基準に照らし適正であるかの点検。	レセプト

用語	解説	担当グループ
返納金	<p>(返納金が発生する主な事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職等により協会けんぽの保険資格がなくなった後に、協会けんぽの保険証を使用して医療機関等を受診した場合。 ・協会けんぽの保険証を使用して医療機関等を受診したが、後日、業務上災害(労災)の認定を受けた場合。 <p>上記の場合、被保険者より、医療費のうち協会けんぽが給付していた部分を返納していただくこととなります。</p>	レセプト
損害賠償金	<p>交通事故や喧嘩など、第三者の行為による負傷で、被保険者(または被扶養者)が保険給付を受けた場合、その給付に要した費用の範囲内で、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を協会けんぽが代位取得し、被保険者に代わり、第三者(第三者加入の損害保険会社を含む)に対し損害賠償請求します。</p>	レセプト
保険者間調整	<p>資格喪失後受診等による返納金債権について、資格喪失後の新たな保険資格が確認された場合に、被保険者の同意に基づき、旧保険者と新保険者の間で、返納金債権の調整を行うこと。</p>	レセプト 業務
SS(サービススタンダード)	<p>協会けんぽでは、健康保険給付について、次の給付金の申請を対象に、申請受付から給付金の振込までの期間をサービススタンダードとして10営業日以内と定めています。(対象申請:傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料(費))</p>	業務
高額療養費ターンアラウンド方式	<p>高額療養費の申請手続きが未了の方に対して、受診月より一定期間経過後に、協会けんぽよりお知らせと申請書を送付し、申請を促します。</p>	業務

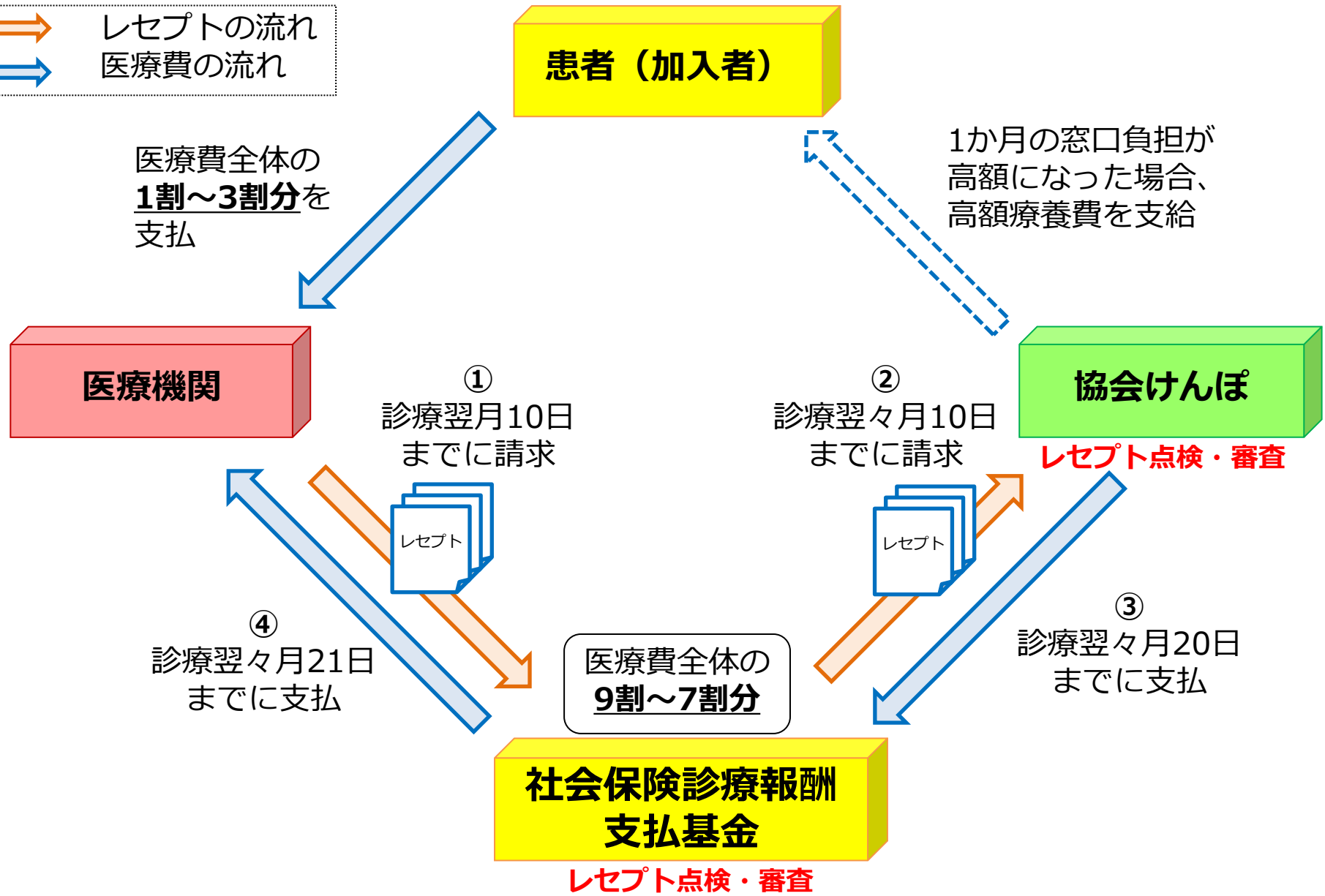
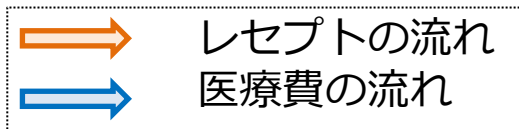
保険給付費について

協会けんぽが支払う保険給付費の内訳は、下の図のようになっています。

※この部分を「医療費」といいます



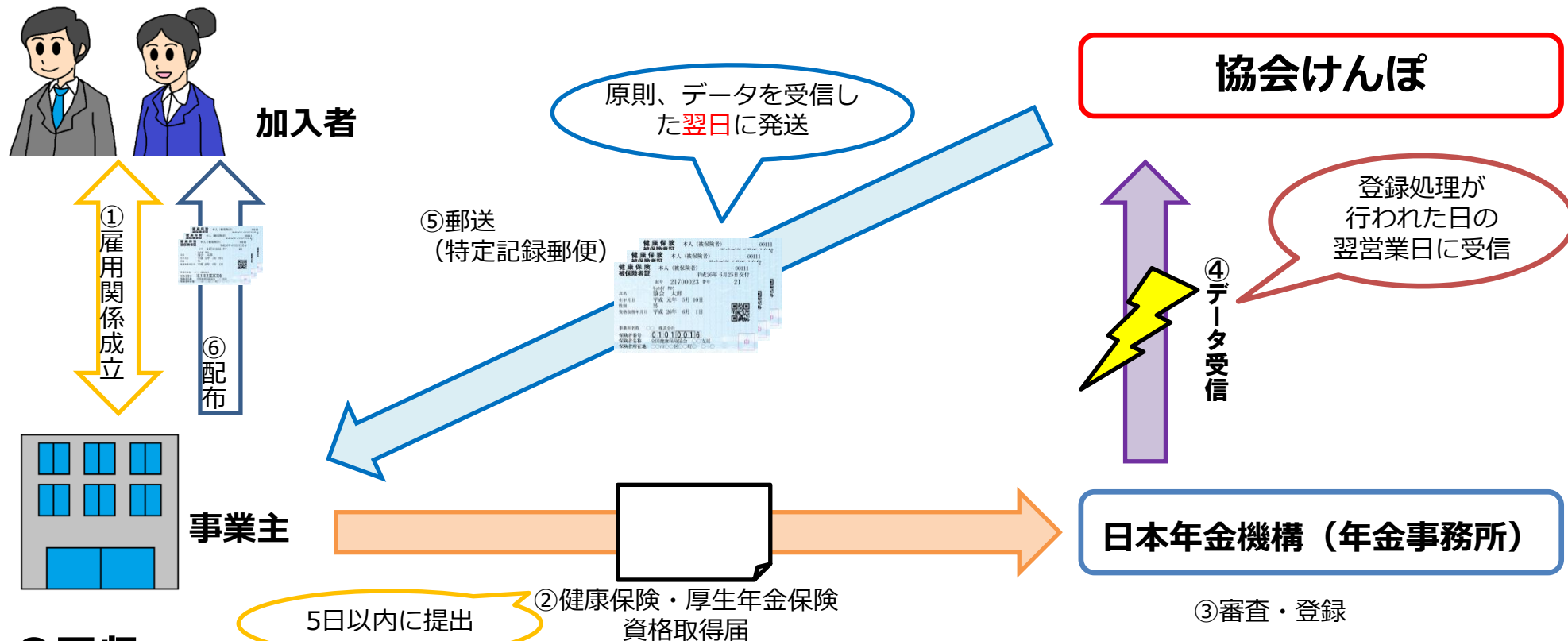
レセプトと医療費の流れ



健康保険証～交付と回収～

● 交付

- ・ 決定通知書は日本年金機構から送付され、**健康保険証は協会けんぽから送付**
- ・ 健康保険証は日本年金機構で処理完了後に発行



● 回収

- ・ **年金事務所を通じて回収**
- ・ 各種届書（資格喪失届、被扶養者異動届（解除）、氏名変更届）を提出される際には、健康保険証を添付

※ 健康保険の加入や保険料の納付の手続きは、日本年金機構（年金事務所）で行っています。